

消費・安全対策交付金事業の事後評価結果について

1. はじめに

国及び和歌山県では、生産から消費における食料供給の各段階における食の安全と消費者に対する信頼を確保するため、消費・安全対策交付金事業を実施しています。

各年度に実施された事業につきましては、消費・安全対策交付金交付等要綱第 27 の規定に基づき、ソフト事業は実施の翌年度、ハード事業は実施年度 から 3 年経過した年度に事後評価を行っています。

2. 評価基準

評価結果については、事業実施計画に基づいて実施された結果を、

1. 計画した内容に沿って実施されたか。
2. 設定した目標値を達成したか。
3. 達成度が低い場合の改善措置等の内容は適切か。

等についてその内容を点検し、また、実施された事業の達成度により下記のとおり評価を行いました。

【一般交付型交付金】

「A 評価」・・・達成度 80%以上

「B 評価」・・・達成度 50%以上 80%未満

「C 評価」・・・達成度 50%未満

【一般交付型交付金】（「地域での食育の推進」の場合）

「A 評価」・・・達成度 100%以上

「B 評価」・・・達成度 80%以上 100%未満

「C 評価」・・・達成度 80%未満

【特別交付型交付金】

「適正」・・・達成度：達成

「不適正」・・・達成度：未達成

総合評価については、各事業の達成度を交付金の執行額で加重平均を行い、上記の基準に当てはめて行いました。